「株式会社国際協力銀行の会計に関する命令」について

１．概要

「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」（平成 24 年財務省令第 15 号）は、「株式会社国際協力銀行法」（平成 23 年法律第 39 号）第 37 条の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の勘定区分、遵守義務及び会計原則等について定めている。

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和８年法律第 38 号）の施行に伴い、当該省令においても所要の改正を行った上で、「株式会社国際協力銀行の会計に関する命令」（令和８年内閣府・財務省令第６号）として定める。

２．施行日

令和８年９月 18 日

（以上）